

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年 9 月 9 日

世田谷区

### 1 業務概要

- ( 1 ) 件 名 地域 B W A ( 広帯域移動無線アクセス ) の導入について
- ( 2 ) 業務内容 地域の公共福祉のサービス向上のため、世田谷区に地域 B W A を導入する。
- ( 3 ) 履行期間 ( 期限 ) 事業者の提案による

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者 ( 以下「参加者」という。 ) は、参加表明書の提出日を基準日として、次の ( 1 ) から ( 5 ) までの要件を全て満たすものとする。

- ( 1 ) 電波法関係審査基準 ( 平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号 ) 別紙 2 に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の免許主体となり得るものであること。
- ( 2 ) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ( 3 ) 世田谷区指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- ( 4 ) 会社更生法第 1 7 条第 1 項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第 2 1 条第 1 項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ( 5 ) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

選定は、別に定める要綱により選定委員会を設置し、財務審査、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、区で定める評価基準に基づき、地域 B W A 事業者候補者の優先順位を決定する。

ただし、財務審査の結果が著しく芳しくない場合は、プレゼンテーション及びヒアリングには参加できない。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- ( 1 ) 地域 B W A に係る提案
- ( 2 ) 通信ネットワーク基盤
- ( 3 ) 地域 B W A の実績と将来の事業展開
- ( 4 ) 総合評価

## 5 手続き等

### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 政策経営部政策企画課(第1庁舎3階30番窓口)

電話 03-5432-2035

FAX 03-5432-3047

E-mail [SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

### (2) 実施要領の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年9月9日(月)～9月24日(火)

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開(ダウンロード可)

### (3) 参加表明書、会社概要、会社沿革及び会社組織図の提出期限、場所及び方法

期限：令和元年9月24日(火)

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

場所：上記(1)のとおり

方法：持参又は郵送(必着)

### (4) 企画提案書、収支計画書、貸借対照表及び損益計算書の提出期限、場所及び方法

期限：令和元年10月25日(金)

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

場所：上記(1)のとおり

方法：持参又は郵送(必着)、電子メール

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)の担当部課に同じ

(4) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(5) 詳細は実施要領による。